

## 第5 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが好ましい事業として各自治体において実施内容等を決定する事業です。

### 1 実施方針

#### (1) 実施事業

障がい者の地域における明るく自立した生活に資する事業を基本とします。

選択事業は、障がい者の実態等を考慮し、法に基づく「自立支援給付」や「地域生活支援事業(必須事業)」を補完し、その効果を相乗的に高めるものについて実施します。

また、県地域生活支援事業の選択事業のうち、本市障がい者の実態等をふまえ、事業水準の確保及び円滑な実施の観点から必要な事業については実施しません。

#### (2) 利用者負担

利用者負担については、「障がい福祉サービス」と同様に、新たな利用者の増加が予想されるため、将来的に持続可能な安定した制度とするために、原則としてサービスの提供に要する費用の1割負担とします。

ただし、事業の内容や低所得者に対し配慮します。

#### ア 事業の内容から1割の利用者負担を求めない事業

(ア) 相談支援

(イ) 金銭給付事業または啓発事業等 (利用者負担になじまないもの)

(ウ) 患者会等による自発的な活動への助成事業

(エ) ボランティア等社会活動参加のための研修等

(オ) 事業者への補助事業

#### イ 1割負担とする事業

(ア) 日常生活用具給付等事業

(イ) 福祉ホーム

(ウ) 訪問入浴サービス

(エ) 移動支援事業

(オ) 日中一時支援事業

(カ) 生活サポート事業

(キ) コミュニケーション支援事業

## ウ 負担軽減措置について

- (ア) イの事業の利用者負担については、国及び本市における在宅・通所サービス利用者の負担上限月額（下記別表1）を準用します。
- (イ) 日常生活用具給付等事業については、必要に応じて利用されることから、自立支援給付の補装具費の負担上限月額（下記別表2）を準用します。
- (ウ) コミュニケーション支援事業については、引き続き平成23年度まで無料を継続します。

事業名	平成21年度～23年度	
	負担	軽減措置
移動支援事業 福祉ホーム 訪問入浴サービス 日中一時支援事業 生活サポート事業	1割	・地域生活支援事業として合算 在宅・通所サービス利用者に対する国の追加軽減策をふまえた本市独自の負担上限月額（別表1）を準用 ※介護給付費等の負担上限月額とは合算せず
日常生活用具給付等事業 コミュニケーション支援事業		・補装具費の負担上限月額（別表2）を準用 ・平成23年度まで無料

（別表1：在宅・通所サービス利用者に対する本市独自負担上限月額）

区分	障がい者世帯		障がい児世帯	
	(資産要件内)	(資産要件外)	(資産要件内)	(資産要件外)
生活保護	0	0	0	0
非課税 低所得1 (本人収入年80万円以下)	1,500	7,500	1,500	7,500
	3,000	12,300	3,000	12,300
課税 市民税所得割 16万円未満	9,300	18,600	※4,600	18,600
	18,600	18,600	18,600	18,600

※市民税所得割28万円未満

（別表2：補装具費の負担上限月額）

区分	国基準 (円)
生活保護	0
非課税 低所得1 (本人収入年80万円以下)	15,000
低所得2 (低所得1以外)	24,600
課税	37,200

◆世帯の範囲 障がい者世帯：本人及び配偶者のみ

障がい児世帯：住民基本台帳上の世帯員

◆資産要件 単身世帯：500万円未満

家族同居世帯：1,000万円未満

※障がい福祉サービスの在宅・通所サービス利用者に対する本市独自軽減策は平成21年度も継続して実施します。

なお、平成21年7月から資産要件は撤廃される予定です。

## 2 必須事業の実施について

### (1) 実施する事業の内容

#### ア 相談支援事業

##### (ア) 障がい者相談支援事業

障がい者等及び障がい者等の保護者または介護を行う者などに対し、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）や各種支援施策に関する助言・指導等を行います。

##### (イ) 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する諸問題の解決に向け、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市が設置します。

(29ページ参照)

##### (ウ) 障がい児等療育支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）及び身体障がい児の地域における生活を支えるため、訪問による療育指導や外来による専門的な療育相談、指導等を行います。

##### (エ) 市町村相談支援機能強化事業

特に必要な能力を有する専門職員による相談支援機能の強化を図ります。

##### (オ) 住宅入居等支援事業

賃貸住宅への入居に当たって、必要な入居支援や居住支援について関係機関によるサポート体制の調整等を行います。

##### (カ) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

#### イ コミュニケーション支援事業

手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

#### ウ 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、用具の給付について、給付数や支給基準、耐用年数等を、国の考え方に基づき行います。

## エ 移動支援事業

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を支援します。

## オ 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動の機会の提供等の基礎的事業に加え、事業形態毎に実施します。

I型：相談支援事業に加え、専門職員による医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行う団体等に対して補助を行います。

II型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う団体等に対して補助を行います。

III型：通所による援護事業を行う地域の障がい者団体等に補助を行います。

## カ 発達障がい者支援センター運営事業

発達障がい児・者やその家族に対して、乳幼児期から学齢期そして成人期までのすべてのライフステージにおいて、保健・医療・教育・福祉・就労など各分野の関係機関との連携を図りながら、継続した支援を行うとともに、情報提供等を行います。

※地域自立支援協議会について

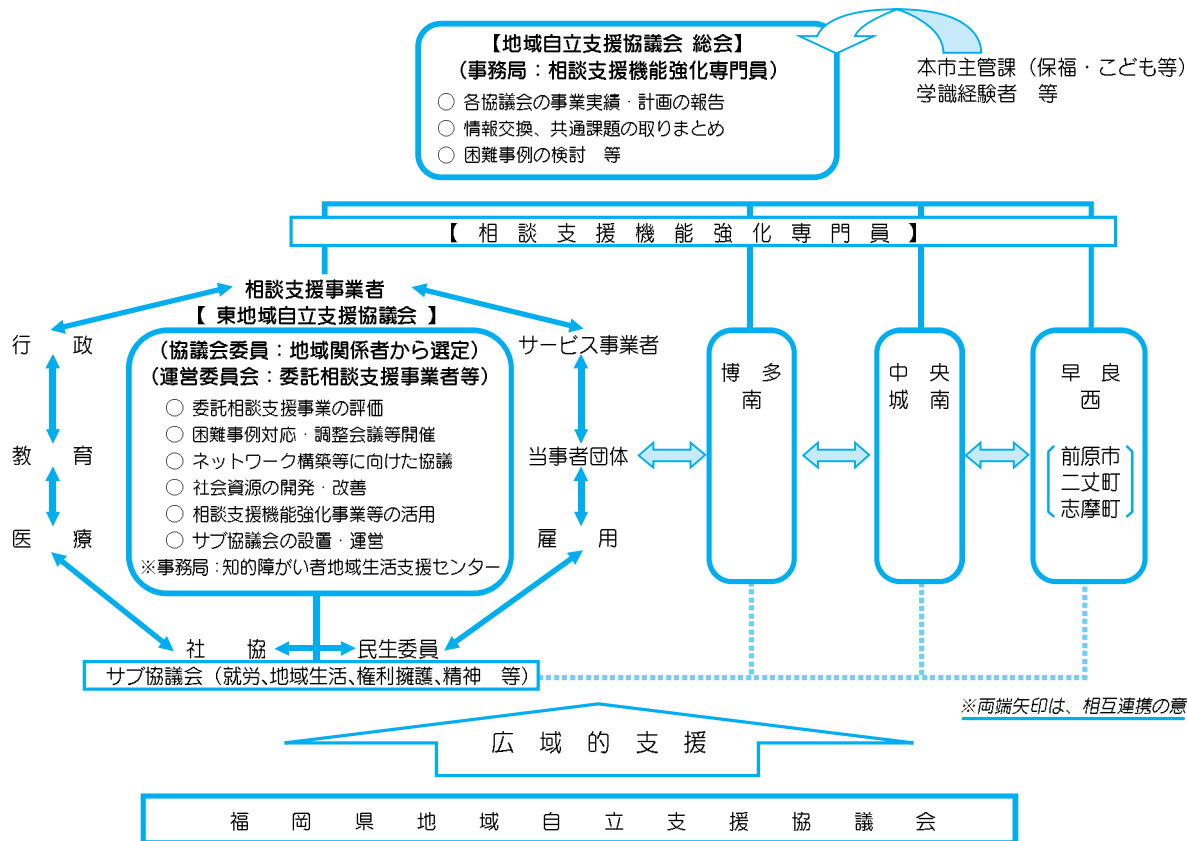
福岡市地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として平成19年6月に設立されました。

その目的は、障がい者が地域の生活者として、健常者とともに安心して生活できる共生社会の実現をめざし、地域の福祉、保健、雇用、教育など各分野の関係者が連携して支援を図ることです。

市内を4つのエリアに区分し、東、博多・南、中央・城南、早良・西の4協議会を設け、早良・西協議会については、前原市、志摩町、二丈町が参画しています。

4協議会はそれぞれ独立しておりますが、全体を統括する専任の相談支援機能強化専門員を配置し、相互に連携を図っています。また、4協議会合同で、各協議会の事業計画・事業実績の報告を行い情報交換の場となる、総会を開催しています。

○ 福岡市地域自立支援協議会（イメージ）



(2) 第2期計画の各年度における事業の種類毎の量の見込とその考え方

第1期計画の見込量を基本とし、近年の実績等を考慮して見込んでいます。

※特に定めがない場合は平成18年から平成20年の伸びを毎年加算して見込んでいます。

ア 相談支援事業

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (第1期計画)
(ア) 障がい者相談支援事業	15か所	16か所	18か所	18か所
心身障がい福祉センター(障がい児・者)	2か所	2か所	2か所	2か所
療育センター	1か所	1か所	2か所	2か所
知的障がい者地域生活支援センター	6か所	7か所	7か所	7か所
精神障がい者地域活動支援センターI型	6か所	6か所	7か所	7か所
(イ) 地域自立支援協議会	4か所	4か所	4か所	4か所
(ウ) 障がい児等療育支援事業	2か所	2か所	3か所	3か所
(エ) 市町村相談支援機能強化事業	1か所	1か所	1か所	2か所
(オ) 住宅入居等支援事業	10人	20人	25人	25人
(カ) 成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人	5人

イ コミュニケーション支援事業

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (第1期計画)
(ア) 手話通訳者派遣事業	2,793人	2,793人	2,793人	4,202人
(イ) 要約筆記者派遣事業	162件	162件	162件	220件

ウ 日常生活用具給付等事業

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (第1期計画)
介護・訓練支援用具 (特殊寝台, 訓練いすなど)	156件	163件	170件	236件

ウ 日常生活用具給付等事業

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (第1期計画)
自立生活支援用具 (移動・移乗支援用具など)	294件	307件	321件	444件
在宅療養等支援用具 (電気式たん吸引器など)	264件	276件	288件	304件
情報・意思疎通支援用具 (視覚障がい者用時計, 拡大読書器など)	341件	356件	372件	756件
排せつ管理支援用具 (ストーマ装具, 紙おむつなど)	14,594件	15,945件	17,296件	19,146件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	64件	64件	64件	75件

エ 移動支援事業

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (第1期計画)
◇毎年1,879時間分(72人分)の 利用者増を見込む	29,702時間分 1,138人分	31,581時間分 1,210人分	33,460時間分 1,282人分	44,184時間分 1,644人分

※平成17年度から平成19年度の平均伸び数を毎年加算し利用者人数を算出。  
人数に平成19年度平均利用時間(26.1時間)を乗じて利用時間を算出。

オ 地域活動支援センター機能強化事業

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (第1期計画)
I型 (旧精神地域生活支援センター)	6か所 120人	6か所 120人	7か所 140人	7か所 140人
II型・III型 (旧福祉作業所, 共同作業所等)	28か所 325人	32か所 360人	43か所 470人	43か所 430人

※旧作業所の移行計画による

カ 発達障がい者支援センター運営事業

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (第1期計画)
平成18年12月開所 ◇毎年30人の利用者増を見込む	1か所 630人	1か所 660人	1か所 690人	1か所 650人

### (3) 第1期計画の見込量と実績

#### <地域生活支援事業（必須事業）>

サービス種別	単位	第1期計画見込量				実績		
		18年度	19年度	20年度	23年度	18年度	19年度	
<b>(1) 相談支援事業</b>								
① 障がい者相談支援事業	箇所	11	12	14	18	11	12	
② 地域自立支援協議会	箇所	0	4	4	4	0	4	
③ 障がい児等療育支援事業	箇所	2	2	2	3	2	2	
④ 市町村相談支援機能強化事業	箇所	0	1	1	2	0	1	
⑤ 住宅入居等支援事業	人	0	5	10	25	0	8	
⑥ 成年後見制度利用支援事業	人	1	1	2	5	1	0	
<b>(2) コミュニケーション支援事業</b>								
① 手話通訳者派遣事業	人	3,452	3,602	3,752	4,202	2,595	2,481	
② 要約筆記者派遣事業	件	165	176	187	220	163	162	
<b>(3) 日常生活用具給付等事業</b>								
① 介護・訓練支援用具	件	204	210	217	236	197	143	
② 自立生活支援用具	件	359	375	394	444	233	269	
③ 在宅療養等支援用具	件	213	231	251	304	273	242	
④ 情報・意思疎通支援用具	件	590	622	658	756	583	312	
⑤ 排泄管理支援用具	件	14,304	15,162	16,073	19,146	10,937	11,892	
⑥ 居宅生活動作補助用具	件	75	75	75	75	70	64	
		999	1,128	1,257	1,644	922	994	
<b>(4) 移動支援事業</b>		人分						
		時間	27,029	30,460	33,891	44,184	24,368	25,947
<b>(5) 地域活動支援センター</b>								
① 基礎的事業	箇所	3	14	25	50	3	12	
	人分	60	175	297	570	60	162	
② I型	箇所	3	3	4	7	3	3	
	人分	60	60	80	140	60	60	
③ II型・III型	箇所	0	11	21	43	0	9	
	人分	0	115	217	430	0	102	
<b>(6) 発達障がい者支援センター運営事業</b>		箇所	1	1	1	1	1	
		人分	150	450	500	650	193	536

※発達障がい者支援センターの平成18年度実績は平成18年12月開所以降



### 3 選択事業の実施について

#### (1) 実施する事業の内容（※は、制度上、県事業としての位置づけ）

##### ア 福祉ホーム事業

現に住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援します。

##### イ 訪問入浴サービス事業

身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

##### ウ 施設入所者就職支度金給付事業

施設入・通所者で訓練を終了し、就職等により自立した者について支度金を給付します。

##### エ 生活支援事業

##### ※(ア) オストメイト社会適応訓練事業

オストメイトに対して、ストーマ装具に関することや社会生活に関する講習を行います。

##### ※(イ) 音声機能障がい者発声訓練事業

疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行います。

##### ※(ウ) 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業

音声機能障がい発声訓練を行う指導者を養成します。

##### (エ) 家族教室等開催事業

精神障がい者のいる家族に対して、精神疾患及び障がいについて理解を深めることによる精神障がい者の自立促進を目的に行います。

##### オ 社会参加促進事業

##### (ア) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇等の過ごし方及び障がい者のスポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。

(イ) 芸術・文化講座開催等事業

障がい者の芸術・文化活動を振興するため、アート展やコンサートなど、芸術・文化活動の発表や交流の場を設けるとともに、障がい者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

(ウ) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者のために、点訳、音声訳等の方法により、地方公共団体等の広報、障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他の地域生活に必要な度の高い情報などを定期的に提供します。

(エ) 奉仕員養成研修事業(手話・要約筆記・点訳・朗読奉仕員養成研修)

聴覚障がい者等との交流活動の促進をはじめ、市町村の広報活動等に必要な日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員や要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修します。

(オ) 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

**カ 日中一時支援事業**

家族等の介護している家族者の疾病や一時的な休息等の際に、日中、障がい福祉サービス事業所や障がい者支援施設等において、障がい者等を保護します。

**キ 生活サポート事業**

介護給付支給決定者以外の者で、日常生活に支障をきたすおそれのある者に対して家事援助を行います。

**ク その他の事業**

※(ア) 身体障がい者補助犬育成事業

身体障がい者補助犬の育成に要する費用を助成します。

※(イ) 「障がい者110番」運営事業

障がい者の権利擁護に関する相談を行います。

(2) 第2期計画の各年度における事業の種類毎の量の見込とその考え方

必須事業と同様に、第1期計画の見込量を基本とし、近年の実績等を考慮して見込んでいます。

※特に定めがない場合は平成18年から平成20年の伸びを毎年加算して見込んでいます。

ア 福祉ホーム事業

考 え 方	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (第1期計画)
◇現利用者の継続利用及び新設 (H21年度)による増を見込む	24人	24人	24人	3人

イ 訪問入浴事業

考 え 方	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (第1期計画)
◇毎年3名の増を見込む	68人	71人	74人	86人

ウ 施設入所者就職支度金給付事業

考 え 方	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (第1期計画)
◇本計画における一般就労への 移行計画による	20件	30件	40件	40件

エ 生活支援事業

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (第1期計画)
(ア) オストメイト社会適応訓練事業	22人	22人	22人	31人
(イ) 音声機能障がい者発声訓練 事業	48人		県事業への 移行を検討	
(ウ) 音声機能障がい者発声訓練 指導者養成事業	15人		県事業への 移行を検討	
(エ) 家族教室等開催事業	7か所	7か所	7か所	7か所

※中途視覚障がい者生活訓練事業は平成21年度から障がい福祉サービスの  
自立訓練(機能訓練)に移行

### オ 社会参加促進事業

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (第1期計画)
(ア) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	25,846人	27,208人	28,647人	23,076人
(イ) 芸術・文化講座開催等事業	22,378人	24,097人	25,952人	26,387人
(ウ) 点字・声の広報等発行事業	1,564人	1,564人	1,564人	1,564人
(エ) 奉仕員養成研修事業(修7者) (手話・要約筆記・点訳・朗読)	56人	56人	56人	—
(オ) 自動車運転免許取得事業 自動車改造助成事業	10件 26件	10件 26件	10件 26件	30件 41件

### カ 日中一時支援事業

考 え 方	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (第1期計画)
※平成18年度から平成19年度の平均伸び人数(25人)を毎年加算。	1,032日/月 258人分	1,132日/月 283人分	1,232日/月 308人分	817日/月 283人分 25事業者
新たに発達障がい児の事業を実施。平成19年度のひと月あたり平均利用日数(4日)を人数に乗じて算出。	(16日/月) (4人分)	(24日/月) (6人分)	(32日/月) (8人分)	— —

### キ 生活サポート事業

考 え 方	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (第1期計画)
◇平成19年度実績と同じ値	8時間分/月 1人分	8時間分/月 1人分	8時間分/月 1人分	135時間分/月 10人分

### ク その他の事業

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (第1期計画)
(ア) 身体障がい者補助犬育成事業	実施	実施	実施	1か所
(イ) 「障がい者110番」運営事業	1か所 304件	1か所 315件	1か所 326件	1か所 —

### (3) 第1期計画の見込量と実績

#### <地域生活支援事業（選択事業）>

サービス種別	単位	第1期計画見込量				実績	
		18年度	19年度	20年度	23年度	18年度	19年度
福祉ホーム	人分	3	3	3	3	3	6
訪問入浴サービス	人分	61	66	71	86	59	62
施設入所者就職支度金	件	10	16	20	40	4	9
生活支援事業							
中途視覚障がい者生活訓練事業	人	2,540	2,920	3,350	3,450	2,578	1,887
オストメイト社会適応訓練事業	人	31	31	31	31	30	22
音声機能障がい発声訓練事業	人	45	45	県事業への移行を検討		46	48
〃 指導者養成事業	人	15	15			15	15
家族教室等開催事業	箇所	7	7	7	7	7	7
社会参加促進事業							
スポーツ・レクリエーション教室開催事業	人	20,451	20,976	21,501	23,076	20,298	23,334
芸術文化講座開催等事業	人	19,317	20,731	22,145	26,387	18,979	22,335
点字・声の広報等発行事業	人	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564
奉仕員研修事業	人	320	324	328	340	326	301
自動車運転免許取得	件	25	26	27	30	19	9
自動車改造助成事業	件	41	41	41	41	36	26
日中一時支援事業	人分	283	283	283	283	185	208
	日数	817	817	817	817	716	755
生活サポート事業	人分	1	10	10	10	1	1
	時間	14	135	135	135	10	8
その他の事業							
身体障がい者補助犬育成事業	箇所	1	1	1	1	1	1
障がい者110番運営事業	箇所	1	1	県事業への移行を検討		1	1
	件数	215	215			271	282

#### 4 各事業の見込量確保のための方策

地域生活支援事業の実施意向を持つ事業者に対し、情報提供等を行い、事業への参入を促進し、適切なサービスの提供に努めていきます。

特に、小規模作業所の地域活動支援センターへの移行については、相談支援体制を強化するとともに、NPO法人格取得や初期費用に対する支援等を行います。